

『椿説弓張月』論

播本眞一

はじめに

本稿は、曲亭馬琴著『椿説弓張月』がどのような作品であるのか、馬琴と新井白石・本居宣長との関連をふまえ、筆者の私見を述べるものである。『弓張月』は馬琴史伝物読本の初作、文化四年（一八〇七）から同八年の刊行。半紙本二十八卷二十九冊、全六十八回。前篇（六卷六冊、四年一月刊、二年十一月～十二月稿）・後篇（六卷六冊、五年一月刊、四年三月～九月稿）・続篇（六卷六冊、五年十二月刊、五年三月～八月稿）・拾遺（五卷五冊、七年八月刊、六年冬起稿）・残篇（五卷六冊、八年三月刊、七年三月～五月稿^①）。挿絵は葛飾北斎。物語のあらましは、『保元物語』では保元の乱に破れて伊豆大島に流され自害したとされる源為朝が、伊豆諸島の統治者となった後、大島から琉球に渡って妖僧・矇雲がおこした内乱を鎮め、為朝の子・舜天丸が琉球の王位を継承

する、というものである。

『弓張月』の研究史をふりかえると、『南総里見八犬伝』（文化十一年（一八一四）～天保十三年（一八四二）全九輯百六冊）のそれに比して少ないものの議論は積み重ねられている。作品研究の基盤を作ったのは、後藤丹治の著作、昭和三十三・七年刊、日本古典文学大系『椿説弓張月上・下』（岩波書店）である。初板本を底本とする本文、詳細な注釈は現在でも容易には越えがたい精度をもつ。作品論の基点となっているのは、昭和四十三年、「一代記の構想」を論じる中村幸彦「椿説弓張月の史的位^②置」であろう。昭和五十二年、徳田武「『椿説弓張月』と『狄青演義』」は中国小説と同作との関連に光をあてた。近年の議論には、石川秀巳「琉球争乱の構図―『椿説弓張月』試論（上）・（下）^④」、大高洋司「『椿説弓張月』論―構想と考証^⑤」・「『椿説弓張月』の構想と謡曲「海女」^⑥」などがある。石川・大高論文は同作の構想を議論す

る点において趣旨を同じくする。大高論文前者は、典拠とする著作の変更に伴う構想の変化を推論し、後者は、謡曲「海女」が作品全体の読本的枠組みとして機能していることを説く。石川論文(下)は、『弓張月』の基本的な発想を「琉球の王権争いにおける為朝の活躍を描くところ」に認め、「争乱を経ての琉球国再建とは、為朝一代記の時間構造を解体し、琉球の始原の時を繰り返す無時間的世界の中に再構築することであった」と述べる。本稿では、分裂しているかのように見える「日本編」と「琉球編」に共通するテーマが存在することを議論したい。

一 琉球と白石

右に概観したように、近年の『弓張月』研究は構想についての考察が行われる一方、構想と不離の關係にあるはずの作品のテーマに論及されることは稀である。例外といえるのが、徳田武『図説日本の古典19 曲亭馬琴』所収「『椿説弓張月』—作品鑑賞^⑦」であろう。琉球の王位継承権をめぐる争いに「政治思想」が読み取られ、鑑賞は以下のように結ばれる。徳田説については後述。

朦朧討伐から三人の譲り合いという筋の展開には、無道の君の場合には武力革命もやむなく許されるが、一旦有道の士が統治権を得た時には禅譲が望ましい、とする政治思想が盛りこまれている：最終回では「琉球は、神の

御代より大八州の属国として」という琉球日本領土論が再三述べられ：こうした論をも含めた儒教的政治論が『弓張月』を一本の太い線として貫いていることを見落としてはならない。

右のような読み方は、日本史を専門とする歴史家の発言と軌を一にする。横山学『琉球国使節渡来の研究』は、『弓張月』の特質を論じ、「筆者(横山)の最も注目する」のは、『弓張月』が「琉球の天孫は我が皇祖神の裔であり当然にして琉球は日本の属国たるべきである、としたことである」と述べている。同書は続けて、「この、琉球を日本の属国として位置付け、血脈の關係として説明する点にこそ、馬琴による新井白石の「南倭構想」の理解が見い出される」と、馬琴に与えた白石の影響についても言及する。馬琴や馬琴著作を考えるにあたって白石の著作が重要な意味をもつことは、筆者も拙稿「馬琴の立場—儒・仏・老・神をめぐる^⑧」・「馬琴と異国」^⑨・「馬琴と性」^⑩において議論したところ。詳細は前記拙論に譲るが、文化五年九月に白石叢書三十冊を購入閲読した馬琴は、白石の思想の体系を学び、武人の学者白石に傾倒していた。右の「南倭構想」とは、横山前掲書によれば、「日本を倭国として中心に据えて、倭文化を共有する「南倭」^⑪「北倭」として琉球・蝦夷を位置づける白石の文化圏構想(「倭文化構想」)である。同書はまた白石について、「白石は中世以後の琉球と日本との結び付きを為朝の渡航によるも

のであるとした。つまり、古の倭文化の上に中世以後の日本文化が重ねられたという、文化の重層性を見ている」と述べている。¹²「南倭」は『弓張月』本文に三度使われた言葉。『弓張月』拾遺卷之一目録に付された、拾遺篇以下の展開を概説する文章には、「琉球開闢南倭と称して、原来日本の部内たりし旧説……これを漏らさず¹³」とみえ、また、残篇卷之五第六十七回には、「さてもわが流求は、神代に海宮と唱へ、人の世となりての後は、これを南倭と唱へたり。されば唐山の史などに、倭と称すれども大日本の、国史にあはざることあるは、みなこれ南倭のことにして、わが流求を斥ていふのみ」とある。琉球を南倭とみなす発想が白石に依拠することは大系頭注にも指摘がある。後者の第六十七回「南倭」について、「南島志総序に同説があり、馬琴はそれによって、こう書いた」と白石『南島志』の影響を説いている。『弓張月』が琉球を「南倭」と表現するのは白石の思想に基づくものと考えてよいだろう。

付記すると、『弓張月』が説く琉球と日本との血脈の関係は、琉球側から発せられた議論でもあった。向象賢が最初に唱えた、いわゆる日琉同祖論である。向象賢（羽地朝秀、一六一七〜七五）は江戸時代前期、薩摩藩の支配下にあった琉球の政治家。象賢が在任中に出した法令集「羽地仕置」延宝元年（一六七三）三月十日には次のようにある。¹⁴

竊惟者、此国、人之生初者、日本より為渡儀疑無御座候、

然者末世之今ニ天地山川五形五倫鳥獸草木之名ニ至迄、皆通達せり、雖然言葉之余相違者、遠国之上、久敷通融為絶故也、五穀も人同時、日本より為渡物

象賢の日琉同祖論に下される評価は現代においても定まっていない。『沖繩県の歴史』田名真之の解説は次のとおり。¹⁵

『中山世鑑』の編者の羽地朝秀は、「日琉同祖論」（羽地仕置）をとらえたことで知られているが、その羽地こそが舜天と為朝伝説を融合させた張本人であろう。「日琉同祖」をいうためにも、薩摩島津氏が「源氏」を称していることから、それにおもねった羽地の創作ということになる。

『琉球・沖繩と海上の道』屋嘉比収の説は、向象賢の日琉同祖論を「王府改革の観点から近世期の日本と琉球との文化的関係について述べ¹⁶」たものとみなしている。後年には間接的になる島津氏の支配が直接的であった時期に、琉球で政治の実際を担当した象賢が唱えた日琉同祖論は、島津氏に対するおもねり、あるいは、王府改革の観点から行われた議論と、その評価は分かれる。向象賢の日琉同祖論は、明治期に伊波普猷によって再発見され、近年の沖繩県の通史においてもその文化史的意義が論じられる。為朝の子を琉球王朝の中に組みこんだ『弓張月』の発想は、沖繩のアイデンティティをはかるメルクマールの一つとして現在も意味をもち続けているようである。

二 神話と為朝

先引したように、『弓張月』拾遺卷之一目録には、「琉球」は「開闢」の時から「南倭」と称した、と記されていた。馬琴は日本と琉球国との関係をどのようなものとして描いたのか、あらためて確認しておきたい。結末部から示してみる。『弓張月』の団円近く、残篇卷之五「第六十七回」、八重山でのこと、朦雲討伐に向った為朝一行の前にあらわれた仙翁は、自らの正体を次のように説き明かした。

われはこの国開闢の祖、天孫氏の父にして、世に天孫と称せらる、彼阿摩美久といふもの也。されば天地に逍遙し、到れる所、名を異にす。海にあつては、海神と称せられ、国に在ては君真物、又唐山に遊べる日は、南極老人と唱られ、世俗は福祿寿仙と称す。

仙翁は為朝父子の朦雲退治を応護した神。朦雲とは、大古に、琉球初代の王・天孫氏が滅ぼした虬（みづち）、当代二十五世の尚寧王の奇を好む「不徳」によって塚があばかれ、再び地上に出た虬が琉球を混乱させていた。朦雲を桃の箭で射るのは舜天丸だが、仙翁が「姑巴嶋にて舜天丸が、必死を救ひて源家の重宝、兵学の秘書を伝授し、遂に親子を擁護して、朦雲を撃亡」させた。仙翁は自らの異称を、阿摩美久II海神II君真物II南極老人II福祿寿仙、と語る。久岡明穂「福祿寿仙の異名―『椿説弓張月』試論」のまとめによると、「海神」

と「南極老人」とは本来琉球の神ではなく、「君真物」についての知識は白石『琉球国事略』・森島中良『琉球談』（寛政二年刊）によるもの、右の諸神を一如するのは馬琴の虚構である。

馬琴が後篇以降の参考書とした徐葆光『中山伝信録』巻第三「中山世系」（明和三年和刻）には、「中山世鑑云。琉球始祖为天孫氏。其初有一男一女。生於大荒。自成夫婦。曰阿摩美久。生三男二女。長男为天孫氏。国主始也」とある。『中山伝信録』が引く『中山世鑑』によると、「阿摩美久」は琉球初代の王・天孫氏を生んだもの、『弓張月』はこの「阿摩美久」と「海神」とを同一とすることによって、日本神話と琉球国とを結びつける。正体を明らかにした後、仙翁II阿摩美久は自身の生んだ二女について、以下のように語る。

この国開けそめしとき、一男一女化出たる、その男の神はわれなれば、われに三男二女ありけり。彦火火出見尊、鉤を求めて、この国へ来ませしとき、長女君々は、尊におもはれたてまつり、豊玉姫と召れつゝ、遂に孕ることありて、鷓鴣艸葺不合尊を産奉るとき、ふかく羞ることありて、日本より脱て帰りしかば二女祝々を進らして、皇子を養育奉れば、玉依姫と召れたり。この因縁にわが嫡男に、天孫の姓を賜り、世に天孫氏と称せらる。さればわが流求は、神の御代より大八洲の、属国として種嶋と、唱るよしは彦火火出見の尊の胤をわが女兒の、腹に

宿せし故に名とす。

『日本書紀』『神代紀』の物語を『中山伝信録』の記事に付会し、日本の天神の子孫と琉球国初代の王の妹との婚姻、日本²⁰の天皇と琉球王との間の血縁関係をいうのである。

右の所説は作中ですでに語られたことの繰り返し、続篇卷之一「拾遺考証」(第三十一回の前)には次のようであった。

神代紀に、所謂海宮は、琉球の事也、といはんも、亦誣たりとせず。彦火火出見尊、海神の女、豊玉姫を娶て、海宮に留り住給ふこと三年、そのち豊玉姫、女弟玉依姫を將、風波を冒して海辺に来到、方産に、化して龍となる条下を考合するに、伝信録に、中山世鑑を引て、琉球開闢の祖を、阿摩美久といふ。三男二女を生む。長女を君々、二女を祝々といふ。一人は天神となり、一人は海神となる、といふを吻合するときは、神代紀にいふ海神は、阿摩美久、豊玉姫は君々、玉依姫は祝々なりといはんも、その義遠からず。且豊玉姫は、龍と化し、海途を閉で去り、玉依姫は留りて、児、鷓鴣草葺不合尊を養育まらせし事、一人は天神へ玉依姫歟となり、一人は海神へ豊玉姫歟となるとある、中山世鑑の趣によくあへり。

また続篇卷之二「第三十三回」冒頭にも以下のような記述がある。

琉球国そのはじめをたづぬるに、天地開そめし時、一男

一女化生して…夫婦となる。これを阿摩美久と称ふ。

〈伝信録に中山世鑑を引ところかくのごとし〉…件の夫婦遂に三男二女を生む。長男は天孫氏、これ国王の始なり。…又長女を君々と称へ、二女を祝々と称ふ。ひとり²¹は天神となり、ひとり²¹は海神となる。

叙上の引用から、『弓張月』が三度にわたって琉球の始原の物語を述べているのが確かめられる。同じことが縷述されるには相応の理由があったはずである。筆者は、『弓張月』が日本神話と琉球の始原との結びつきを強調するのは、舜天丸の琉球王継承の正統性を儒教とは異なる原理によって説明しようとしたからだと考えている。簡潔に言えば、『弓張月』は革命を認めようとなし。馬琴が琉球の物語を書くさいに依拠した諸書、白石『南島志』『琉球国事略』・徐葆光『中山伝信録』、羽地朝秀『中山世鑑』は、為朝の子による王位継承を易姓革命とみなしていた。具体的に述べると、次のとおり。白石叢書所収の同書識語に明らかのように、馬琴が高く評価した『南島志』では、為朝が南島で官兵に襲われて自殺した後、琉球で母に育てられていた為朝の遺児が、琉球国の内乱を平定し、国を挙げて尊まれ王となったとされる。同書「世系第二」には「為朝…有遺孤。在南中。母大里按司妹。育于母氏。幼而岐嶷。有乃父之風。及長。衆推為浦添按司。方是時。諸島兵起。戰鬪不息。按司年二十二。乃率其衆。一匡清乱。挙国尊称以為王。舜天王是已。是歲文治丁未二年也」²¹

と記される。『琉球国事略』では、為朝と大里按司の妹との間に生まれた舜天が、為朝が日本に帰った後、「十五歳にして、国人のために推したつとひられて、浦添の按司となり、二十二歳にしてつるに此国の王とはなりたり」、「浦添の按司、其賊を誅す、国人これを推して、君位に登らしむ²²⁾」とある。国王となるまでの経緯は詳しく記述されないものの、人々の尊信をあつめて王となったという論理は『南島志』と共通する。徐葆光『中山伝信録』も同じ。巻第三「舜天」には、「天孫二十五世政衰。逆臣利勇恃寵執權。鳩其君而自立。舜天討之。利勇死。諸按司推奉即位²³⁾」と記される。羽地朝秀の『中山世鑑』は、より明確な判断を示している。同書巻一「南宋淳熙十四年丁未舜天御即位」では、為朝の帰郷後、浦添按司となった為朝の子尊敦が、天孫氏二十五世を毒殺して自立した逆臣利勇を滅ぼし王位につく。その時、「諸侯、皆稽首再拜シテ、宣ケルハ、今君（尊敦）ノ義兵ヲ挙給事ハ、商湯周武ノ道ニ是レ同。：今臣等、君ヲ捨テ、誰ヲカ主トセシヤ。トテ、推シテ即位ゾ成奉ル²⁴⁾」と、尊敦の挙兵は、その君を放伐して天下を得た殷の湯王・周の武王のそれに比して語られる。『中山世鑑』に顕著なように、叙上の四書はともに、有徳の人が王となる革命を肯定する儒教の論理にしたがうものといつてよい。ところが、先に述べたとおり『弓張月』はそれとは異なり、王位の正統性の担保は血統に求められていた。前記拙稿「馬琴の立場」で議論したように、白石が徳

川家康による政權交代を革命とみなし肯定したのに対して、馬琴は反革命の立場を示し続けた。『弓張月』においても、馬琴は白石の「南倭構想」を受けいれながら、白石とは異なる原理を述べていることになる。

血統のつながりは注意深く、作中で語り続けられていたといつてよい。琉球国の始原の物語に日本神話を混入させ、琉球王朝の祖と日本の天皇の祖先との間に婚姻関係、血統の連続があったとするのは先にみたとおり。同時に、馬琴は為朝の血統についても、処々に点描するのを忘れていない。為朝をどのように『弓張月』が表記しているのか、以下に例示してみる。続篇章卷之六第四十五回「これは是いかなる人ぞ、清和天皇七世の皇孫、鎮守府將軍、陸奥守、源義家朝臣の嫡孫、六条判官為義の八男、鎮西八郎為朝なり（地の文）」。拾遺卷之一第四十七回「日本の王孫にもあれ、猛将にもあれ、おのが故国にすら住わびて、命を惜み恥を思はず（利勇の言葉）」。拾遺卷之二第五十回「いな、為朝は、日本の皇孫、盖世の勇将なり（松寿の言葉）」。同第五十回「君は是、日本の皇孫、わが寧王女の恩人なり（鶴の言葉）」。拾遺卷之五第五十六回「寔に君は日本の、王孫名家の御曹司と、生れ給へど果報微く、故国にその身を容れられず（王女の言葉）」。叙上のように、為朝は「皇孫」「日本の本の王孫」「日本の本の皇孫」「日本の本の、王孫名家の御曹司」として、皇統の一人として描かれている。武将の通例の描写とも考えうるが、前

篇卷之一第一回冒頭から為朝は、「清和天皇七世の皇孫、鎮守府將軍陸奥守源義家朝臣の嫡孫、六条判官為義の八男、冠者為朝と聞えしは」と語りだされていることにも注意しておくべきだろう。為朝自らも、「われは元來大日本、天皇の庶流にて、鎮西八郎源為朝と呼るゝもの也」（拾遺卷之二第五十回）、「大日本清和の嫡流、八郎為朝とはわが事なり」（拾遺卷之五第五十六回）と名のるから、為朝を天皇の血脈とする記述は一貫している。残篇卷之四第「六十六回」、矇雲討伐の後のこと、琉球王の位につけようと為朝を説得する松寿は次のように述べる。

八郎按司は大東の皇孫、日の神の後裔なり。「朝に出てわが国の為に照らす」の一句に、則為朝の二字こもれり。しかれば天孫氏の子孫に代りて、この国を治め給ふべき君は、大將軍父子にこそ。

舜天丸が「清和の後胤」であることも作中に示されている。残篇卷之四「第六十五回」、舜天丸は矇雲をさし招き、以下のように名のっていた。

妖賊などて、来つる事の遅きや。われは是清和の後胤、鎮西八郎源為朝の嫡男舜天丸也。

為朝ではなく為朝の子が琉球王となるのは、馬琴の参考書『南島志』『琉球国事略』『中山伝信録』等の記述にしたがうもの。馬琴は、為朝やその子・舜天丸と天皇との血統の結びつきを明示することによって、舜天丸による琉球王朝継承の

正統性を保証しようとしている。第一節に引いた徳田武説「儒教的政治論」だけでは覆いきれない世界を『弓張月』は描いていると思われる。前記石川論文（下）が述べるように「舜天王朝は…古代から連綿として伝えられた一系の王権をつぐものではなかった」が、日本神話と琉球神話とを結合し、為朝やその子・舜天丸を日の神の末裔と語ることによって、為朝の子は血脈の伝統に依拠して琉球王となる。

三 大島と皇化

「日本編」大島をどのような物語と読むのか。筆者は、『弓張月』の大島と琉球とは稗史七法則（主客・伏線・襍染・照応・反対・省筆・隱微）が説く「照応」の關係にあると考えている。まず述べておく必要があるのは、『弓張月』と七法則とのかわり。稗史七法則として『南総里見八犬伝』「第九輯中帙附言」（天保六年へ一八三五）識語）に公表される小説批評の原理・小説作方を、馬琴は『弓張月』を書く以前から理解していたと考えうる。稗史七法則は毛声山評本『三國志演義』『読三國志法』に依拠するというのが現在の定説。徳田武「馬琴の稗史七法則と毛声山の『読三國志法』」が明らかにしたことである。問題は、いつ馬琴が「読三國志法」を読んだのか、という点にある。徳田論文は、その閲読時期を、文政三年『玄同放言』卷三第四十一「詰金聖歎」に論及しつつ、「論蜀解錮」（早大曲亭叢書）を根拠にして、文化十

二年以前とみなしていた。筆者は文化二年刊行の馬琴読本『新編水滸画伝』を再読する機会があって、同書卷之一「訳水滸弁」に『玄同放言』「詰金聖歎」と同じ議論がなされているのに気づいた。金聖歎の矛盾、最も優れた書を一方では『水滸伝』といい、他方ではそれを『三国志演義』と述べる聖歎の議論を批判する文章の中に、馬琴が毛声山評『三国志演義』を繙読した結果が示されている。『新編水滸画伝』「訳水滸弁」の「彼（聖歎）又三国志を評していへらく、吾謂、才子書の目、宜三国志演義をもて第一とすべしといひ」²⁷は、『玄同放言』「詰金聖歎」の「かくいひながら、聖歎又外書三国志演義二云、吾謂、才子書之目、宜以三国志演義第一」といへり²⁸と同趣である。『玄同放言』「詰金聖歎」の「聖歎」が「外書」する「三国志演義」とは、徳田論文が説明するように、毛声山評本『三国志演義』のこと。毛声山の『三国志演義』には、書肆のさかしらによって、金聖歎に仮託された序や、本文のはじめに「聖歎外書」という字が掲げられていたため、馬琴は同書を聖歎本と誤認していたのである。右の筆者の議論が正しいとすると、馬琴の半紙本読本の刊行は文化二年以降であるから、そのほとんどが、毛声山「読三国志法」や『新編水滸画伝』著作時に参考とされた金聖歎本『水滸伝』「読第五才子書法」など、中国小説の批評原理・創作技法をふまえて書かれていたことになる。『椿説弓張月』も、後年「隱微」を加え稗史七法則として発表される「読三国志

法」に基づく小説作法にしたがって描かれた作品として捉えなおす必要がある。

結論の一つをいえば、『弓張月』の「大嶋」と「琉球」の物語は領属の曖昧な地域を日本の領土に組みこむ、皇化を主題とする言説だと筆者は思う。馬琴は「大嶋」と「琉球」とを「照応」させ、同一のテーマを変奏して描いているのではなからうか。琉球については後述、為朝が流された伊豆諸島はどのような場所であったのか、以下に確認してみる。大島の物語の概略は『日本古典文学大辞典』²⁹によれば、保元の乱の敗将・源為朝は「大島へ流され：島の代官三郎太夫忠重の虐政を懲らし、その娘で心正しい鯨江を側妾として三人の子をもうける。やがて伊豆諸島を巡歴し、女護島の東七郎三郎の長女を妾として二子を得るが、長女と子を島に残し、鬼夜又と改名した七郎三郎を伴って大島に帰る。その後為朝は、官軍に攻撃され、心ならずも大島を脱出し、清盛討伐のために水俣から出航、暴風雨のために琉球に漂着し、矇雲と戦うことになる。

筆者が注目するのは、為朝の伊豆諸島巡歴の話柄である。後篇卷之一第十六回、大島で十年を過ごした為朝は、永萬元年三月、伊豆諸島をめぐる。見付島の島長から、人が訪れたことのない女護島、鬼が島と呼ばれる島山の存在を教えられ、為朝は島渡りを志す。海路の危険を心配する島長に向い、為朝は「思ふに女護鬼が嶋も、原日本の内なるべけれど、人怕

れてゆくものなければ、我に益なく彼に損あり」と語り、主従五人、荒浪を越えて女護島につく。そこで出会った女子、東七郎三郎の長女（ひがしのしつちやうさほりのによこ）に呼びかけると、返ってきたのは「日本人の言葉に違はず」、為朝を驚かせる。長女は夢中で、天照太神から、為朝の渡来、ならびに「和語（やまとことば）」を教えられていたのである。為朝は、「汝が夢に見しといふは、疑ふべうもあらぬ、天照太神にておはすめり。……も日本の内なればこそ、かゝる示現はあるならぬ」と、はるかに伊勢のかたを拜む。

女護島には女性だけが住み南風に吹かれて孕むという俗説があった。不審に思う為朝は、長女から、海神の祟りをおそれ、男女が男の島と女護島とに別れて住んでいると聞き、「教化して、男女を一ツに住し、伊豆七嶋のうちに加」えようと考える。為朝は女護島に一年あまり滞在し、長女を妾として太郎丸・二郎丸の二子をもうけ、海神の祟りが妄誕であることを島の女性に教える。

その後、男の島に渡った為朝は島人に向い、「われは清和天皇の後胤、六条判官為義の八男源為朝」と名のりかけ、「東海の嶋々は、公家より賜たる采地なれば」と述べ、君と仰ぎ貢を怠るなと命ずる。島人らは、「神胤にもあれ、皇子にもあれ、……いつの時に恩を稟て君とし仰ぎ、何の好あつて年々に貢すべき」と、異口同音に罵る。為朝はさわがず、鏑矢を射て、高さ一丈にあまる巖を折り割り武勇を示す。その

場に遅れてあらわれた長女の父・東七郎三郎は、「元来君の来まさん事は、神のしらし給ふことあり。かゝれば乃君は神なり」と語って為朝を敬いかしこむ。島人の尊信を得た為朝は、女護島でのこと、海神の祟りの虚偽を説き、夫婦を一つの島に住まわせる。喜んだ島人らは為朝を、「おもへば君はわが為に、産霊にたましますなり」と雀躍する。長女や島人のことわけによれば、女護島・男の島に住む人々の先祖は、秦代の中国の民であった。いわゆる徐福伝説、長生不老の仙薬を求める始皇帝の命を受け、徐福は大船十艘に男の童・女の童五百人をのせ熊野に漂着、不死の薬を発見しえない徐福は後難をおそれて熊野にとどまり、男の童・女の童は二つの島に別々に捨てられたのである。

女護島・男の島の物語は、虚妄な因習にとらわれた異国民の子孫を、「天皇の後胤」「神」と称される為朝が、祖神「天照太神」の庇護によって「教化」する物語であると考えてよいだろう。前篇卷之六第十四回、為朝が大島に渡った当初の話も同趣といえる。為朝は、暴れる野牛を素手で振り伏せ左右の角を折りとる力を示し、野馬を「乗廻しかけ飛」す乗馬の技術を教え、島人から「君は寔に人間にはあらず、天神にて在ます也」と賛嘆される。衆民の心を得た為朝は、島の主人となることを要請され、悪政をしく忠重に「われ今配軍となりぬれど、清和天皇の後胤にして、八幡太郎の曾孫なり。……この嶋は朝家より賜たる領なれば、われ主たらん事勿

論なり」と語って配下にしたがわせる。右のように、大島や女護島・男の島における為朝の統治は「神胤」「天皇の後胤」が「神」「天神」と仰がれることによって実現される。為朝が正統な統治者であることを保証するのは、人徳に加えて、皇祖神の血脈であるといつてよい。元来「公家」「朝家」(天皇)「より賜」った領地である伊豆の諸島は、天皇の血脈をうけた為朝によって支配される。

おわりに

第三節では、女護島・男の島の物語が、人の通わぬ島々が為朝によって伊豆七島に編入され、異国の民の子孫がその悪習を廃して日本化される、皇化を主題とすることを説いた。

ここでは、ふりかえって琉球について考えてみる。周知のことではあるが、琉球は慶長十四年(一六〇九)の島津の琉球侵入以降も、中国との冊封関係を継続し冊封体制下の国家として存続したから、琉球は日本と中国に両属する地域であった。冊封体制とは、中国の中華思想・王化思想に基づき、中国を礼や法を体現する文化地域、それ以外の地域を文化を知らない四夷「東夷・西戎・南蛮・北狄」とみなし、進貢してきた周辺諸国を天子(皇帝)の威徳を慕ってきたものと解して、天子がそれらの周辺諸国の首長に王・侯・君などの爵位を与えて外藩とする制度である。琉球は一三七二年より進貢をはじめ、一六六七年以降はそれまでの進貢船のほか接貢

船を遣船し、中国と実質一年一貢の貿易を行っていた。琉球に新国王が生じる時には中国から冊封使が琉球へ渡り、首里城で新国王の任命、冊封の儀礼が執行された。最後の尚泰王(一八六六年)までの四百六十年間余に合計二十一回の「冊封」が行われている。琉球は、中国の冊封使を受け入れる一方、徳川将軍の代替わり時には慶賀史を、琉球国王の代替わり時には謝恩史を、江戸に送って幕府への服属を示した³⁰。琉球国使節の江戸上りについては横山学『江戸期琉球物資料集覧』がその詳細を明らかにしている。同書第四巻には、『馬琴日記』を資料として、天保三年十一月、馬琴一家が使節の行列見物にでかけた顛末も紹介される³¹。

馬琴の外国知識の広がり・外国観については、拙稿「曲亭馬琴伝記小攷―曲亭馬琴旧蔵本『瑣国論』・石川豊翠旧蔵本『松窓雜録』について」³²や前記拙稿「馬琴と異国」で議論した。馬琴は文化年間以降、天保期に到るまで外国の情報を集め続け、当時においては高度に正確な外国知識をもっていた。白石の『采覧異言』『西洋紀聞』の繙閲による西洋理解、文化十三年官板世界地図による世界地理の認識は特筆すべきであろう。その反面、白石叢書や曲亭叢書の書きこみなどから判明したのは、寛政年間(九年、一七九七)から天保期に一貫する宣長の皇国史観の影響である。知識と思想は乖離し、馬琴の世界観は相対化されることなく、外国は夷狄とみなされ続けた。「北倭」がロシアによって侵犯された事実も、馬

琴は熟知していた。曲亭叢書『魯西亞志』の識語は、文化三、四年に「北倭」の地、樺太・エトロフ島がロシアに襲撃された実態を詳細に記し、幕命を受けて蝦夷地に出張した堀田正敦を称揚する記事をのせる。

馬琴の外国知識・外国観に照らすと、馬琴が伊豆の島々や琉球を絵空事の場合として描いたとは思われない。伊豆諸島、琉球の物語は、領属の曖昧な地域をとりあげ、日本の領土であることをあらためて宣言する言説のように筆者にはみえる。先に引用したように、「女護鬼が嶋も、原日本の内」（後篇卷之一第十六回）、琉球も「原来日本の部内」（拾遺卷之一目錄）。「日本の部内にして、伊豆の七嶋に異ならず」（残篇卷之五第六十七回）、為朝や舜天丸によって伊豆諸島や琉球の本来もつ属性が確認される。為朝を島人が「産霊（むすびのかみ）」（後篇卷之二第十八回）と呼び、隈雲が「麻我通未（まがつみ）の神」（続篇卷之六第四十四回）を説くのは、宣長『直毘靈』の「産巢日神」「禍津日神」⁽⁹⁾に基づく発想と考えてよいだろう。『椿説弓張月』において、外国の脅威を実感する馬琴は日本の辺境に目を向け、白石の「南倭構想」によりつつ、宣長の皇国史観にしたがって儒教の革命を否定し、血脈の伝統による支配の正統性を語っていると思われる。

注

(1) 成稿年など、注(5)の大高論文による。

- (2) 「文学」第三十六卷第三号（昭和四十三年三月、岩波書店）、『日本文学研究資料叢書 馬琴』（日本文学研究資料刊行会、昭和四十九年、有精堂出版）・『中村幸彦著述集 第五卷』（昭和五十七年、中央公論社）所収。
- (3) 「国語と国文学」第五十五卷第十一号（東京大学国語国文学会、昭和五十三年十一月）、『日本近世小説と中国小説』（昭和六十二年、青裳堂書店）所収。
- (4) 「山形女子短期大学紀要」第15集・第17集（山形女子短期大学紀要編集委員会、昭和五十八年三月・昭和六十年三月）。
- (5) 『読本研究』第六輯上套（横山邦治編、溪水社、平成四年）。
- (6) 「近世文芸」第79号（日本近世文学会、平成十六年一月）。
- (7) 昭和五十五年、集英社。
- (8) 昭和六十二年、吉川弘文館。第四章「琉球認識の展開と琉球国使節」第三節「琉球認識の展開」第三項「滝沢馬琴『椿説弓張月』と高井蘭山」(一)「滝沢馬琴」。
- (9) 「文学」隔月刊第五卷・第三号（二〇〇四年五月、岩波書店）。
- (10) 「江戸文学」第三二号（二〇〇五年六月、ぺりかん社）。
- (11) 「国文学 解釈と鑑賞」第七十卷八号（平成十七年八月、至文堂）。
- (12) 第三章「琉球国使節の展開」第三節「新井白石等の琉球認識」第一項「新井白石の琉球認識「南倭構想」」。
- (13) 『弓張月』本文の引用は、すべて日本古典文学大系本による。旧漢字を新字体に改める等の処置を行った。
- (14) 『東恩納寛惇全集 2』（昭和五十三年、第一書房）による。
- (15) 朝里進ほか著、二〇〇四年、山川出版。第三章「古琉球王国の王統」1「初期王統の系譜」「舜天王統」。
- (16) 豊見山和行・高良倉吉編、二〇〇五年、吉川弘文館。「IV

地域史の発見としての琉球文化」三 沖繩のアイデンティティと「沖繩文化」の発見」² 柳田国男の南島研究」。

(17) 『新琉球史 近世編(下)』(一九九〇年、琉球新報社)「8 蔡温の思想とその時代」系数兼治の議論による。

(18) 「叙説」第三十号、奈良女子大学国文研究室、平成十四年十二月。

(19) 早稲田大学図書館洋学文庫の和刻本(文庫 8C1123)による。訓点・送り仮名は省略した。

(20) 日本古典文学大系の補注「第六十七回」「一一一」は、馬琴が日本神話と琉球国の話を結びつけた典拠を、『琉球談』「琉球国の略説」にある記述、「琉球国：神代紀に、海宮といへるは此国なるべき事」かと推論している。

(21) 筑波大学図書館所蔵の白石叢書本、国文学研究資料館蔵マイクروفイルムの紙焼による。訓点・送り仮名は省略。

(22) 注(21)と同じ。

(23) 注(19)と同じ。

(24) 『琉球資料叢書 第五』(伊波普猷ほか編、昭和十六年、名取書店)による。

(25) 『南総里見八犬伝』「第九輯中帙附言」に、照応(照対)とは「律詩に対句のある如く、彼と此と相照して、趣向に対を取るをいふ」(一九八五年、岩波書店)とある。

(26) 「文学」第四十八巻第六号・同七号(一九八〇年六月・同七月、岩波書店)、『日本近世小説と中国小説』(昭和六十二年、青裳堂書店)所収。

(27) 架蔵本による。

(28) 「日本随筆大成〈第一期〉5」(昭和五十年、吉川弘文館)による。

(29) 第四巻「椿説弓張月」の項、水野稔執筆。一九八四年、岩波書店。

(30) 『図説琉球王国』(高良倉吉・田名真之編、一九九三年、河出書房新社)、注(17)『新琉球史 近世編(下)』紙屋敦之「1 江戸上り」などによる。

(31) 昭和五十六年、本邦書籍。第二章第一節「三、『馬琴日記』中の「江戸上り」」。

(32) 『読本研究新集 第二集』(読本研究の会編、二〇〇〇年、翰林書房)所収。

(33) 『本居宣長全集 第十四巻』(大久保正編、昭和四十七年、筑摩書房)による。